

# 年金に関する予約相談をご利用ください

日本年金機構では、全国の年金事務所や街角の年金相談センターで、年金に関する予約相談を実施しています。是非ご利用ください。

予約相談の開始時間帯		
月曜日	8時30分～18時	※月曜日が祝日の場合は、翌日の火曜日
火曜日～金曜日	8時30分～16時	
第2土曜日	9時30分～15時	

予約相談を希望する日の1カ月前から前日までに、下記のお電話にてご予約ください。ご予約の際は、基礎年金番号のわかる年金手帳や年金証書をお手元にご用意ください。

ねんきんダイヤル **0570-05-1165**

050から始まる電話をご利用の場合は、03-6700-1165へおかけください。

受付時間	月曜日	8時30分～19時	※月曜日が祝日の場合は、翌日の火曜日
	火曜日～金曜日	8時30分～17時15分	土曜日(第2土曜日を除く)・日曜日・祝日および12月29日～1月3日はご利用できません。
	第2土曜日	9時30分～16時	

## 国民年金ひとことメモ

### 国民年金保険料の納付猶予の拡大

国民年金には、これまで、所得の低い30歳未満を対象にした、若年者納付猶予制度がありましたが、平成28年7月1日より対象年齢が50歳未満に拡大されています。

国民年金保険料の納付の免除制度は、本人の所得が低くても、一定以上の収入がある同一世帯主(親等)がいる場合は、免除の対象になりません。

拡大された現在の納付猶予制度は、同一世帯主の収入に関わりなく、国民年金保険料の納付が猶予され、この制度を利用している期間は、不慮の事故や病気またはスポーツ中のけが等で障害が残った場合に受給できる障害基礎年金の受給資格期間に算入されます。

ただし、学生は学生納付特例制度(学特)があるため、この制度の対象となりません。

**所得の目安** 本人および配偶者の所得が (扶養親族の数+1) × 35万円 + 22万円以下の額となります。

**申請の流れ**

- 申請書の入手** 市区役所や町村役場の国民年金窓口、年金事務所、日本年金機構ホームページから入手できます。
- 申請書の提出** 住民票を登録している市区役所や町村役場の国民年金担当窓口へ提出します。
- 対象期間** 原則、7月から翌年6月を対象として審査します。申請日が、1月から6月は前年7月から本年6月を対象となります。
- 審査の結果** 納付猶予が認められた場合は、承認通知書が届きます。承認期間は、原則7月から翌年6月の1年間です。申請前にすでに、国民年金保険料を納付した月分は、納付猶予期間にはなりません。

# 使ってますか? ジェネリック医薬品

70%以上がジェネリック医薬品!!

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められた安価なお薬です。協会けんぽ加入者が使用している薬(後発医薬品のない先発医薬品を除く)のうち**70%以上**がジェネリック医薬品になっています。

新薬利用  
ジェネリック医薬品利用

メリット ジェネリック医薬品を利用されると...



**お薬代が減る!**

**保険料が変わる! (※)**

※お客様のみでなく、協会けんぽからの支出も減少するため、保険料率の低下につながる可能性があります。※平成30年度より協会けんぽではインセンティブ制度を導入します。支部ごとのジェネリック医薬品の使用割合等に応じ、各支部の保険料率が変動します(実際の保険料率への反映は平成32年度より)。

## Q & A

### ◎ 新薬とジェネリック医薬品、効き目や安全性に違いはあるのですか?

A ジェネリック医薬品は、新薬と同じように体内で有効成分が吸収されるかを確認する試験等が実施されており、効き目や安全性が新薬と同等であると厚生労働省が承認したお薬です。また、医薬品メーカーによってお薬を飲みやすい形や大きさに変えるなどの工夫が図られており、年々その製造技術は進歩しています。

### ◎ なぜジェネリック医薬品は新薬と同等であるにもかかわらず価格が安いのですか?

A 新薬の開発には、10～15年の長い期間を要し、開発にかかる費用も多額の資金が必要となります。それに対して、ジェネリック医薬品は、新薬の有効成分を利用して開発されるため、開発期間やコストを大幅に抑えることが可能となります。そのため、ジェネリック医薬品の価格は安く設定することが可能となっています。

### ◎ どの病気にもジェネリック医薬品はあるのですか?

A ジェネリック医薬品は、高血圧や糖尿病などの生活習慣病をはじめ、身近な病気であるアレルギー性疾患(花粉症)や感冒(かぜ)などにもあります。ただし、全ての新薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また薬局によっては、在庫がない等の理由により変更することができない場合もあります。

## ジェネリック医薬品希望シールを貼ろう!

健康保険証またはお薬手帳の余白部分に貼って、病院・薬局に提示してください。



「ジェネリック医薬品希望シール」の送付をご希望の方は、協会けんぽ神奈川支部までお気軽にご連絡ください。

**ジェネリック医薬品希望シール**

ジェネリック(後発)医薬品は、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると認められた安価なお薬であり、お薬代の負担軽減につながります。

ジェネリック(後発)医薬品は、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると認められた安価なお薬であり、お薬代の負担軽減につながります。

【留意事項】  
ジェネリック(後発)医薬品は、効き目や安全性が先発医薬品と同等であると認められた安価なお薬であり、お薬代の負担軽減につながります。

このシールを健康保険証やお薬手帳の余白部分に貼ってお使いください。(詳細は、ジェネリック医薬品希望シールを希望される方は、医師又は薬剤師にご相談ください。)

患者さんの申し出によってジェネリック医薬品を選択できる機会が増えています。

医師、薬剤師、患者さんの三者でコミュニケーションをとって、ご自身に最も合ったお薬を選択してください。